



中華人民共和国企業所得税法

第一章 総則

第一条 中華人民共和国国内において企業およびその他の収入を得る組織（以下、企業と総称する）は企業所得税の納税者であり、本法の規定に照らし企業所得税を納付する。
個人独資企業、パートナーシップ企業には本法を適用しない。

第二条 企業は居住企業と非居住企業とに分ける。

本法でいう居住企業とは、法律に基づき中国国内に設立されたか、または外国（地域）の法律に基づき設立され、但し実質的管理機構が中国国内にある企業を指す。

本法でいう非居住企業とは、外国（地域）の法律に基づき設立され、かつ中国国内に実質的管理機構はないが、中国国内に機構・拠点を設けているか、または中国国内に機構・拠点を設けていないが、中国国内を源泉とする所得を有する企業を指す。

第三条 居住企業はその中国国内・国外を源泉とする所得に対し企業所得税を納付しなければならない。

非居住企業で中国国内に機構・拠点を設けている場合は、その機構・拠点が稼得した中国国内を源泉とする所得、および国外で発生したものであるが、その機構・拠点と実質的關係のある所得に対し企業所得税を納付しなければならない。

非居住企業で中国国内に機構・拠点を設けていないか、または機構・拠点を設けているが、稼得した所得がその機構・拠点と実質的關係のない場合は、中国国内を源泉とする所得に対し企業所得税を納付しなければならない。

第四条 企業所得税の税率は 25%とする。

非居住企業が本法第三条第三項で規定する所得を稼得したときの適用税率は 20%とする。

第二章 課税所得額

第五条 企業の各納税年度の収入総額から非課税収入、免税収入、各種控除、補填が認められている前年度欠損を差し引いた後の残額を課税所得額とする。

第六条 企業が貨幣形式および非貨幣形式で各種源泉から稼得した収入を収入総額とし、以



下の各項を含む。

- (1) 商品販売収入
- (2) 役務提供収入
- (3) 財産譲渡収入
- (4) 株式配当・利益配当等權益性投資収益
- (5) 利息収入
- (6) 貸借料収入
- (7) 特許権使用料収入
- (8) 寄付金収入
- (9) その他の収入

第七条 収入総額中の下記収入は非課税収入とする。

- (1) 国庫負担金
- (2) 法に従い受領し、かつ財政管理されている行政事業関連費用、政府関連基金
- (3) 国務院が規定するその他非課税収入

第八条 コスト・費用・税金・損失およびその他の支出を含む企業の実際に発生した経営活動に係わる合理的な支出は、課税所得額を算出する際に控除を許可する。

第九条 企業で発生した公益性のある寄付金支出は、年度利益総額の12%以内の部分については課税所得額算出時に控除を許可する。

第十条 課税所得額を算出する際に下記の支出は控除してはならない。

- (1) 投資者に支払う株式配当・利益配当等權益性投資収益費目
- (2) 企業所得税額
- (3) 税収滞納金
- (4) 罰金、過料および没収された財産による損失
- (5) 本法第九条で規定される以外の寄付金支出
- (6) 賛助支出
- (7) 査定を経ていない準備金支出
- (8) 稼得した収入と関係のないその他の支出

第十一条 課税所得額を算出する際に、企業が規定に基づいて算出した固定資産の減価償却費の控除を許可する。

以下に示す固定資産は減価償却費を計上してはならない。



- (1) 家屋、建築物以外の未使用の固定資産
- (2) リース方式で借入れる固定資産
- (3) ファイナンスリース方式で貸出す固定資産
- (4) 減価償却が完了した後も、なお継続して使用している固定資産
- (5) 経営活動に関係のない固定資産
- (6) 単独で評価し固定資産として計上されている土地
- (7) その他の減価償却できない固定資産

第十二条 課税所得額を算出する際に、企業が規定に基づいて算出した無形資産の償却費用の控除を許可する。

以下に示す無形資産は償却費用を計上してはならない。

- (1) 自主開発のための支出が既に課税所得額算出時に控除されている無形資産
- (2) グッドウィル（暖簾）
- (3) 経営活動に関係のない無形資産
- (4) その他の償却できない無形資産

第十三条 課税所得額を算出する際に、企業で発生した以下の支出は長期前払費用として、規定に照らし分担しなければならないの部分について、控除を許可する。

- (1) 減価償却済み固定資産の改築支出
- (2) 借入れ固定資産の改築支出
- (3) 固定資産のオーバーホールに伴う支出
- (4) その他の長期前払費用とすべき支出

第十四条 企業の対外投資期間中の投資資産に係るコストは、課税所得額を算出する際に控除してはならない。

第十五条 企業が在庫品を使用するか、または販売する場合、規定に従って算出した在庫品コストは課税所得額を算出する際に控除を許可する。

第十六条 企業が資産を譲渡する場合、当該資産の純額は課税所得額を算出する際に控除を許可する。

第十七条 企業が所得税を合算して納付する場合、その国外の営業機構の欠損を国内の営業機構の利益と相殺してはならない。



第十八条 企業の納税年度に発生した欠損はそれ以降の年度に繰越し、それ以降の年度の所得で補填できる。ただし、繰越年度は最長でも 5 年を超えてはならない。

第十九条 非居住企業が本法第三条第三項で規定する所得を稼得した場合は、下記の方法でその課税所得額を算出する。

- (1) 株式配当・利益配当等権益性投資収益及び利息・賃貸料・特許権使用料所得は収入全額を課税所得額とする。
- (2) 財産の譲渡所得は収入全額から財産純額を差し引いた後の残額を課税所得額とする。
- (3) その他の所得は上述の 2 項で規定する方法を参照して課税所得額を算出する。

第二十条 本章で規定する収入・控除の具体的な範囲・基準及び資産の税務処理の具体的な方法は、國務院財政部門と税務主管部門が規定する。

第二十一条 課税所得税額を算出する際に、企業の財務、会計の処理方法が租税関連の法律・行政法規の規定と抵触する場合は、租税関連の法律・行政法規の規定に照らして算出しなければならない。

第三章 納付税額

第二十二条 企業課税所得額に適用税率を乗じ、本法の租税優遇措置を差し引くことに関する規定に基いた減免及び相殺税額後の残額を、企業所得税の課税額とする。

第二十三条 企業が稼得した下記所得のうち、既に国外で納付している所得税額については、当期の納付税額から相殺することができる。相殺限度額は本法の規定に従って算出した当該所得の課税金額とする。相殺限度額を超えた部分は以後の 5 年度内において毎年度の相殺限度額によって当年の相殺すべき税額を相殺した後の残額で補填することができる。

- (1) 居住企業の中国国外を源泉とする課税所得
- (2) 非居住企業が中国国内に設立した機構・拠点が取得した、中国国外で発生したが、実質的に当該機構・拠点と関係のある課税所得

第二十四条 居住企業が直接または間接的に株式支配する外国企業から稼得した中国国外を源泉とする株式配当、利益配当等権益性投資収益で、外国企業が国外で実際に納付した所得税額のうち当該所得が負担すべき部分については、当該居住企業の相殺可能な国外所得税額として、本法第二十三条で規定する相殺限度額内で相殺することができる。



第四章 租税優遇措置

第二十五条 国が重点的に支援および発展を奨励する産業とプロジェクトについては、企業所得税の優遇措置を行う。

第二十六条 企業の下記に示す収入は免税収入とする。

- (1) 国債の利息収入
- (2) 条件を満たす居住企業間の株式配当、利益配当等権益性投資収益
- (3) 中国国内に機構・拠点のある非居住企業が居住企業から稼得した当該機構・拠点と実質的な関連のある株式配当、利益配当等権益性投資収益
- (4) 条件を満たす非営利公益組織の収入

第二十七条 下記の所得については、企業所得税を減免することができる。

- (1) 企業が農業・林業・牧畜・漁業プロジェクトで稼得した所得
- (2) 国が重点的に支援する公共インフラプロジェクトを投資経営することで稼得した所得
- (3) 企業が規定条件に合致している環境保全・省エネ節水プロジェクトで稼得した所得
- (4) 企業が規定条件に合致している技術譲渡で稼得した所得
- (5) 本法第三条第三項で規定している所得

第二十八条 規定条件に合致している小規模薄利企業については、税率を 20%に減じて企業所得税を徴収する。

国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業については、税率を 15%に減じて企業所得税を徴収する。

第二十九条 民族自治地方の自治機関は本民族自治地方の企業が納めるべき企業所得税のうち、地方政府が受け取る部分について減税または免税を決定することができる。自治州・自治県が減免を決定した部分は、省・自治区・直轄市の人民政府に届け出て認可を得なければならない。

第三十条 企業の下記の支出は課税所得額を算出する際に控除に加えることができる。

- (1) 新技術・新製品・新プロセスを開発するために発生した研究開発費用
- (2) 障害者および国が配属を奨励しているその他就業者を配属し、それに支払った賃金

第三十一条 創業投資企業が国が重点的に支援および奨励する必要のある創業投資を行う場合、投資額の一定比率で課税所得額を控除することができる。



第三十二条 技術の進歩等の原因で、企業の固定資産の減価償却を加速させる必要がある場合は、減価償却年限を短縮するか、または減価償却を加速させるという方法を採用することができる。

第三十三条 企業が資源を総合利用し、国の産業政策の規定に合致した製品を生産することで稼得した収入は、課税所得額を算出する際に収入を減額計算することができる。

第三十四条 企業が環境保全・省エネ節水・安全生産等の専用設備を購入するために投資した金額は、一定の比率に基き税額を相殺することができる。

第三十五条 本法の規定する租税優遇措置の具体的方法については、国務院が規定する。

第三十六条 国民経済および社会の発展の必要に基づくか、または突発的な公共性事件等の原因で企業の経営活動が重大な影響を被った場合、国務院は企業所得税優遇措置を策定し、全国人民代表大会常務委員会に届け出ることができる。

第五章 源泉徴収

第三十七条 非居住企業が稼得した本法第三条第三項で規定する各種所得に課税される所得税については源泉徴収を行う。支払者を源泉徴収義務者とし、税額は源泉徴収義務者が毎回の支払い時または支払日到来時に、支払った金額または支払日到来時に支払うべき金額から源泉徴収する。

第三十八条 非居住企業が中国国内で稼得した工事および役務による所得に対し納付すべき所得税については、税務機関は工事代金または労務費の支払者を源泉徴収義務者に指定することができる。

第三十九条 本法第三十七条、第三十八条の規定に基づき、控除しなければならない所得税が、源泉徴収義務者が法に従って徴収しないか、または徴収義務を履行できない場合、納税者が所得発生地で納税するものとする。納税者が法に従って納税しない場合は、税務機関は当該企業の中国国内のその他の収入項目における支払者が支払うべき代金から当該企業の納付税額を追徴できる。

第四十条 源泉徴収義務者が毎回代理徴収する税金は代理徴収日より 7 日以内に国庫に納



入し、所在地の主管税務機関に源泉徴収企業の所得税報告書を送付しなければならない。

第六章 特別納税調整

第四十一条 企業とその関連者間の業務取引が独立取引の原則に反し、企業またはその関連者の課税収入または所得額を減少させたものについては、税務機関は合理的な方法に基づいて調整することができる。

企業がその関連者と無形資産を共同開発、譲受けするか、または労務上のコストを共同で提供、負担する場合は、課税所得額を算出する際に独立取引の原則に照らし分担しなければならない。

第四十二条 企業は税務機関に対しその関連者との業務取引の価格設定原則と計算方法を提出し、税務機関は企業と話し合い確認後に予め価格を約定することができる。

第四十三条 企業が税務機関に年度企業所得税納税申告書を送付する際は、関連会社との業務取引について年度関連取引報告書を添付しなければならない。

税務機関が連業務調査を行うに当たっては、企業とその関連者および関連業務の調査と関係のあるその他の企業は、規定に従い関連資料を提出しなければならない。

第四十四条 企業がその関連者との取引に関する資料を提供しないか、または虚偽・不完全な資料を提出し、それが関連者との業務取引状況を正しく反映していない場合、税務機関は法に依りその課税所得額を査定することができる。

第四十五条 居住企業または居住企業と中国の居住者が支配し、実際の税負担が本法第四条第一項に定める税率水準より明らかに低い国（地方）に設立された企業が、合理的な経営が必要ないため、利益を分配しないか、または分配を減少する場合、上述の利益のうちで居住企業に帰属する部分については、当該居住企業の当期収入に算入しなければならない。

第四十六条 企業がその関連者から引き受けた債権性投資および權益性投資の比率が規定の基準を超え、それにより発生した利息支出は課税所得額を算出する際に控除してはならない。

第四十七条 企業がその他の合理的な商業目的なく処理を行い、その課税収入または課税所得額を減少させた場合、税務機関は合理的な方法を調整することができる。



第四十八条 税務機関が本章の規定に基づき納税調整を行い、追徴課税が必要な場合は、課税を追加徴収しなければならない、かつ国务院の規定に基き、利息を追加徴収する。

第七章 徴収管理

第四十九条 企業所得税の徴収管理は本法の規定以外に、「中華人民共和国租税徴収管理法」の規定に照らし執行する。

第五十条 租税関連の法律・行政法規で別途規定している以外、居住企業は企業登録登記地によって納税地を確定する。但し、登録登記地が国外の場合は、実際の管理機構所在地を納税地とする。

居住企業が中国国内に法人格を持たない営業機構を設立した場合は、企業所得税を合算し、納付しなければならない。

第五十一条 非居住企業が稼得した本法第三条第二項で規定する所得は機構・拠点所在地を納税地とする。非居住企業が中国国内に2ヶ所または2ヶ所以上の機構・拠点を設立している場合は、税務機関の審査許可を経てその中から主要機構・拠点を選り、企業所得税を一括納付することができる。

非居住企業が稼得した本法第三条第三項で規定する所得は源泉徴収義務者の所在地を納税地とする。

第五十二条 国务院が別途規定する場合を除き、企業間で企業所得税を一括納付してはならない。

第五十三条 企業所得税は納税年毎に算出する。企業所得税の納税年度は西暦の1月1日から12月31日までとする。

企業が一納税年度の途中で起業したか、または営業活動を終了し、当該納税年度の実質的経営期間が12ヶ月未満の場合は、その実質的経営期間を一納税年度とする。

企業が法に従い清算を行う場合は、清算期間を一納税年度としなければならない。

第五十四条 企業所得税は毎月または四半期ごとに予納する。

企業は毎月または四半期終了日から15日以内に、税務機関に予納所得税申告書を提出し、税金を予納しなければならない。

企業は年度終了日から5ヶ月以内に、税務機関に年度企業所得税納税申告書を提出し、かつ合算、全納し、税金の納付額・還付額を清算しなければならない。



深セン納克邁伊茲諮詢有限公司 *Nac-Myts Consulting(Shenzhen)Limited*
中国広東省深セン市蛇口工業区太子路1号 新時代広場18階H 郵編 518067
Suite 18H, Times Plaza, No. 1 Taizi Road, Shekou, Shenzhen, Guandong, China 518067
電話番号:+86-755-2668-0310 FAX 番号: 2668-0309 HP: <http://www.nmc.net.cn/>

企業が企業所得税納税申告書を提出するに当たっては、規定通りに財務会計報告およびその他の関連資料を添付しなければならない。

第五十五条 企業が年度の途中で経営活動を終了する場合は、実質的に経営を終了した日から 60 日以内に、税務機関に対し当期企業所得税を合算し、全納する。

企業が登録登記を抹消する前に、清算の所得について税務機関に申告し、かつ法に従い企業所得税を納付しなければならない。

第五十六条 本法に照らして納付する企業所得税は人民元で計算する。所得を人民元以外の貨幣で計算する場合は、人民元に換算し納税しなければならない。

第八章 付則

第五十七条 本法公布以前に設立が許可された企業で、当時の租税関連の法律・行政法規の規定に基づき低税率の優遇措置を受けている場合は、国務院の規定に基き、本法実施後 5 年以内に順次本法で規定する税率に移行させることができる。定期減免税優遇措置を受けている場合は、国務院の規定に基き、本法実施後も期間満了まで継続して優遇措置を受けることができる。但し、利益がなく、優遇措置を受けていない場合は、優遇措置期限は本法実施年度から起算する。

法律に従って設置された対外的経済協力および技術交流を発展させるための特定地区内および国務院が既に上述地区の特別措置を執行すると規定している地区内に新設された、国の重点的支援が必要なハイテク企業は過渡的な優遇措置を受けることができる。具体的な方法については国務院が規定する。

国が既に確定しているその他の奨励企業は、国務院の規定に従い減免税優遇措置を受けることができる。

第五十八条 中華人民共和国政府と外国政府が締結した租税関連の協定が本法の規定と異なる場合は、協定の規定に従って処理する。

第五十九条 国務院は本法に照らし実施条例を制定する。

第六十条 本法は 2008 年 1 月 1 日より施行する。1991 年 4 月 9 日第七次全国人民代表大会第四回会議で採択した「中華人民共和国外商投資企業および外国企業所得税法」および 1993 年 12 月 13 日国務院が公布した「中華人民共和国企業所得税暫定条例」は同時に廃止する。